

広島県告示第九百四十六号

広島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年広島県条例第一号）第六
条の規定によって、広島県の人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。

平成二十年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山